

牛海綿状脳症（BSE）検査体制に対応した施設整備等の推進

我が国におけるBSEの発生を踏まえ、BSE新検査体制の下、安全・安心な牛肉供給を図るため、以下の施策を推進。

1, 274(0)百万円

1 ポイント

BSE新検査体制の下、個体識別システムの確実な運用や家畜保健衛生所の施設の整備によるBSE等家畜防疫体制等の強化を図るとともに、新検査体制に対応した食肉処理・流通施設を整備することにより、安全・安心な牛肉の供給を図る。

2 事業内容

(1) 家畜個体識別システム（牛の総背番号制度）の活用促進

すべての牛に生涯唯一の個体識別番号を付した耳標を装着し、移動歴等個体情報を管理する「家畜個体識別システム」を確実に運用するとともに、生産者における飼養管理情報を消費者まで提供するシステムの構築を行い、BSE等家畜防疫体制を強化する。

250(0)百万円

(2) BSE新検査体制の下での食肉処理・流通体制の整備

BSE検査の結果が出るまでの間、肉のみに限らず副産物も微生物の汚染を受けないよう個体別に区分保管する必要がある、また、特定危険部位（SRM）については厳格な取り扱いの上焼却処理をすることとなったため、食肉センターにおいてこれに必要な施設整備を行う。

801(0)百万円

(3) BSE検査体制の整備

死亡牛について検査頭数を増加する等、生産段階におけるサーベイランスを強化するための検査体制の整備を行う。

222(0)百万円

3 事業実施主体

- (1) 都道府県、農協等、民間団体
- (2) 都道府県、市町村、農協等
- (3) 都道府県

4 補助率

- (1) 1/2以内、定額
- (2) 1/2以内、1/3以内
- (3) 1/2以内

[担当窓口課：生産局畜産部畜産技術課・食肉鶏卵課・衛生課]